

大 個 審 第 1 1 号
(答 申 第 2 2 9 号)
平成 2 3 年 6 月 2 3 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

平成 2 3 年 4 月 1 8 日 付 社 援 第 1 1 4 5 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 社 会 福 祉 法 人 大 阪 府 社 会 福 祉 協 議 会 の 所 在 不 明 の 借 受 人 に か か る 戸 籍 謄 本 等 の 徴 収 」 に か か る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 7 条 第 3 項 第 7 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 本 人 収 集 の 原 則 の 例 外 事 項 及 び 条 例 第 7 条 第 5 項 第 2 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 収 集 禁 止 原 則 の 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 本 件 収 集 に 関 し て 例 外 事 項 に 該 当 す る も の と し て 取 り 扱 っ て 差 し 支 え な い も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 本籍地等社会的差別の原因となるおそれのある情報の収集については、当該情報を得なければ借受人及びその相続人の所在を特定することができない場合のみに限定すること。
- 2 収集した個人情報の取扱いにあたっては、提供先において流出等が生じないよう万全の措置を取らせるとともに、必要がなくなったときは確実に速やかに廃棄させること。